

保険者証

保険者証

認定証

の

更新時期です

国保
後期
だより

加入者に7月中に郵送されるもの

国民健康保険被保険者証
後期高齢者医療被保険者証

※後期高齢者医療については、8月から使用する保険者証の色が「緑色」から「オレンジ色」に変わります。8月から病院等を受診する際は、新しい被保険者証を提示してください。

有効期限が切れた
被保険者証はどうすれば。

8月以降に国保年金係に返却するか、個人情報に注意し、ご自身で破棄してください。

更新の申請が必要なもの

国民健康保険
限度額適用認定証

現在、限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付を受けている方のうち、8月以降も認定証が必要な方は、窓口にて更新の申請が必要です。

なお、70歳から74歳までの方については、限度額区分によって認定証の交付を受けられない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

- 申請受付 7月20日(火)から
- 申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証、世帯主と認定証が必要な方の個人番号通知カードまたは個人番号カード、窓口に来る方の本人確認書類(別世帯の方が申請する場合は委任状が必要です)、印鑑(スタンプ印不可)

国民年金保険料免除・
納付猶予の申請について
(令和3年7月～令和4年6月分)

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。これまで、保険料の納付が全額または一部免除になっていた方も、7月分以降の免除を希望するときは、改めて申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

保険料免除制度とは…………… 本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除されます。

保険料納付猶予制度とは… 50歳未満の方で、本人・配偶者の方の前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

- 申請受付 7月1日(木)から
- 申請先 申請書は必要な添付書類とともに、町民課国保年金係または年金事務所へ郵送してください。
- 申請に必要なもの 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
※申請書は日本年金機構のホームページからダウンロードしてください。
また、申請事由により、追加で提出が必要な書類があります。
URL : <https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen.html>

問 町民課 国保年金係 ☎767-2340

令和3年度 後期高齢者
医療保険料額について

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者の方に均等にご負担いただく「均等割額」と、被保険者の方の所得に応じてご負担いただく「所得割額」を合計して個人単位で計算されます。令和3年度の保険料額につきましては、令和2年中の所得に基づいて算定され、7月以降に通知します。

問 税務課 保険税係 ☎767-2117